

学校いじめ防止基本方針

八幡平市立平館小学校

I いじめ防止等のための対策に関する基本的な考え方

1 いじめ問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える。また、不登校や自殺等を引き起こす背景ともなる深刻な問題である。さらに、「インターネット上のいじめ」は、いじめを一層複雑化、潜在化させている。

いじめの問題は、学校が一丸となり組織的に取り組まなければならない。また、家庭・地域及び関係機関等の協力を得ながら、社会全体で対峙することが必要である。さらに、児童にいじめを絶対に許さないという意識と態度を育てることが大切である。

本校では、学校教育目標に掲げる「学ぶ子」、「思いやる子」、「丈夫な子」の育成をめざし、知・徳・体の調和のとれた教育に努めるとともに、いじめを生まない環境を築き、全ての児童が安心して学校生活を送ることができる教育活動を推進する。そのために、校長のリーダーシップのもと、全教職員がいじめの問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組む。

2 いじめの定義 【法第2条参照】

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【具体的ないじめの態様】

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団に無視される。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

3 いじめの認知と対応

| 程度 | いじめの態様 | 上司 報告 | 保護者連絡 (加害・被害双方へ) | 市教委報告 (市教委指定の様式で) |
|------|---------------------|----------|------------------------|----------------------|
| レベル1 | 担任の介入無く解決した軽微な事案 | 不要 | | |
| レベル2 | 担任の介入無く解決したが、気になる事案 | 要 | 状況によって連絡 | 認知から7日以内に報告 |
| レベル3 | 担任の介入で、比較的容易に解決した事案 | 要 | 認知(指導)日に連絡 | 認知から7日以内に報告 |
| レベル4 | 担任の介入でも容易に解決しなかった事案 | 要 | 認知(指導)日に連絡 | 認知から7日以内に報告 |
| レベル5 | 自死、重大障害、精神疾患、高額金品被害 | 要 | 校長の指揮下、校内委員会と市教委が連携し対応 | |

- ※ レベル2以上は生徒指導主事に報告し、いじめ対策委員会でいじめの認否をする。
- ※いじめ被害が深刻になる前に素早く対応し、学校と家庭が連携できるようにする。

4 いじめの基本認識

- (1) いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- (2) いじめは人間関係のトラブルを契機に始まる。よって、いじめられた側及びいじめた側の両方の児童等、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (3) いじめは、どのような学校・児童にも起こりうるものであり、教師の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- (4) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- (5) いじめは、学校・家庭・地域社会等全ての関係者がそれぞれ役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (6) いじめは、その行為の態様により、暴行・恐喝・強要等の刑罰法規に抵触することがある。

II いじめの未然防止のための取組

1 教職員による指導について

- (1) 学級や学年、学校が児童の心の居場所となるよう配慮し、安心・安全な学校生活を保障するとともに、児童が互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりする「絆づくり」に取り組む。
- (2) 自己有用感や自尊感情を育むため、児童一人ひとりが活躍し、認められる場としての教育活動を土台とした学級経営を推進する。
- (3) すべての教師が分かりやすい授業を心がけ基礎基本の定着を図るとともに、学習への達成感・成就感をもたせる。
- (4) 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係調整力を養うために、全ての教育活動を通じて道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- (5) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるため、道徳教育、学級活動、体験活動等の充実努める。
- (6) 保護者、地域及び関係者との連携を図りながら、いじめ防止に資する、児童が自主的に行う児童会活動に対する支援を行う。

2 児童に培う力とその取り組み

- (1) 自分も他人も共にかげがえのない命を与えられ、生きていることを理解し、他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心を育む。
- (2) 学級活動や児童会活動等の場を利用して、児童自身がいじめ問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組もうとする力を育む。
- (3) 学級の諸問題について話し合っ解決する活動を通して、望ましい人間関係や社会参画の態度を育てるとともに、違いや多様性を超えて合意形成する思考力を育む。
- (4) 「心と体の健康観察」を活用した心のサポート授業を通して児童一人ひとりのセルフケアやストレスマネジメントの力を高める。

3 いじめ防止のための組織

本校は、いじめ防止を実効的に行うため、「いじめ対策委員会」を設置する。

(1) 構成員

校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、学級担任

(2) 取組内容

- ①いじめ防止基本方針の策定
- ②いじめに関わる研修会の企画立案
- ③未然防止、早期発見の取組
- ④アンケート及び教育相談の実施と結果報告（各学級）
- ⑤いじめ防止に関わる児童の主体的な活動の推進

(3) 開催時期

- 月1回の職員会議の生徒指導情報交換会の場を定例会とする。
- いじめ事案の発生時は緊急開催し、事態収束まで随時開催する。

4 児童の主体的な取組

- (1) 好ましい人間関係づくりをねらいとした児童会行事や取組やいじめ撲滅宣言
- (2) 委員会活動による仲間づくりや活動発表等の取組

5 家庭・地域との連携

- (1) 学校の取組を校報に掲載し保護者や地域への広報活動に努める。
- (2) PTAの各種会議で、いじめの実態や指導方針について説明する。
- (3) いじめ防止等の取組について、学級通信を通じて保護者に協力を呼びかける。
- (4) 授業参観において、保護者や地域の方々に道徳の授業を公開する。
- (5) 年2回、保護者からアンケートをとり情報収集をする。

6 教職員研修

いじめ防止に関わる校内研修会を年間計画に位置づけ、いじめ防止等に関する教職員の資質向上を図る。

- (1) いじめ問題に関わる校内研修会（校内研時・認定会にて）
- (2) いじめ問題に関わる取組の自己診断（月毎経営反省）

Ⅲ いじめの早期発見のための取組

1 いじめの早期発見のために

- (1) いじめや人間関係のトラブルで悩む児童が相談しやすいよう、日頃から教職員と児童が信頼関係を築けるよう心がける。
- (2) 児童の表情や行動の変化に配慮した日常観察による、いじめ行為の発見だけでなく、学級経営を基盤にした学級集団づくりに努める。
- (3) いじめは大人の見えないところで行われるため、授業中はもとより、委員会活動や休み時間、放課後等、全職員の複数の目で児童の様子を把握するよう努める。
- (4) 遊びやふざけあいのように見えるいじめ等、把握しにくいいじめについても教職員間で情報交換をしながら発見に努める。
- (5) いじめの兆候に気づいたときは、教職員が速やかに予防的介入を行う。
- (6) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的に連携を深める。

2 いじめアンケート及び教育相談の実施

いじめを早期に発見するために児童や保護者から情報収集を定期的に行う。

- (1) いじめアンケート調査を年に4回(5・9・11・2月)実施するとともに、それと連動させる形で教育相談週間を位置付け、情報収集に努める。巡回スクールカウンセラーとの情報交換も大切にする。
- (2) 保護者を対象としたアンケートを年2回実施し、情報収集をする。

3 相談窓口の紹介

本校におけるいじめ相談窓口を下記の通りとする。

- | |
|------------------------------------|
| ○日常の相談(いじめを含む)・・・全教職員が対応 |
| ○個別の教育相談・・・生徒指導主事・養護教諭 |
| ○地域の相談窓口・・・副校長 |
| ○インターネットを通じて行われるいじめ相談・・・学校または所轄警察署 |
| ※八幡平市教育委員会 |
| 24時間いじめ相談電話・・・019-623-7830(24時間対応) |

※ いじめられている児童が、教職員や保護者に相談することは、非常に勇気がいる行為である。また、打ち明けたり相談したりすることが、いじめをエスカレートさせる可能性があることを十分認識し、対応は細心の注意を払うこととする。

※ いじめの兆候を発見したときは、関係する教職員で迅速に情報を共有、適切に対応する。

IV いじめに対する措置の基本的な考え方

- (1) いじめを発見したり通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに「いじめ対策委員会」を中心にチームを組んで組織的に対応する。
- (2) いじめられている児童及びいじめを知らせた児童の身の安全を最優先に考えるとともに、いじめている側の児童には、教育的配慮のもと毅然とした態度で指導にあたる。
- (3) いじめ問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。
- (4) 教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめを発見したときは、その場でいじめの行為を止めさせ、事実関係を明らかにする。
- (2) いじめを発見したり通報を受けたりしたときは、速やかに「いじめ対策委員会」を開催し、校長以下全ての教職員の共通理解のもと、役割分担して問題の解決にあたる。
- (3) いじめの事案について、生徒指導の範疇で対応する事案であるか、警察へ通報を要する事案であるかを適切に判断する。通報した場合、警察と連携して、情報を収集・整理し、指導方針を決めていく。
- (4) いじめられている児童や保護者の立場に立ち、関係者から綿密に情報収集し、事実関係をより明確にする。
- (5) いじめの事実が確認された場合は、いじめを止めさせ、再発防止のため、いじめを受けた児童及びその保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

- (6) いじめを受けた児童が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめを受けた児童の安全を確保する。また、いじめを受けた児童が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等で学習を行う措置を講ずる。
- (7) いじめを受けた児童の心を癒すため、また、いじめを行った児童が適切な指導を受けて学校生活に適応していくために、関係機関や養護教諭と連携を図りながら指導を行う。
- (8) 教育上必要と認めるときは、学校教育法施行規則第26条の規定に基づき、適切に、児童に懲戒を加える。

3 いじめが起きた集団への対応

- (1) いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせる。
- (2) 学級など当該集団で話し合いを行い、いじめは絶対に許されない行為であり、当該集団から根絶しようという態度を行き渡らせる。
- (3) 全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し認め合う人間関係を構築できるような集団作りをすすめるよう、教職員全体で支援する。

4 ネットいじめへの対応

- (1) インターネット等を介して行われるいじめを発見したり通報を受けたりした場合は、「いじめ対策委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、教育委員会や警察と連携し、対応する。
- (2) 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (3) インターネットの利用環境について、パソコン・携帯電話やスマートフォン・ゲーム機等が大部分であることから、家庭の協力を得たり、外部機関との連携を図って、情報モラルの啓発を児童や保護者に行ったりする。

V 重大事態への対処

1 重大事態とは

- (1) いじめにより本校に在籍する児童等の生命、身体または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより本校に在籍する児童等が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 【法第28条①参照】

【具体例】

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を負った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

2 重大事態の報告

- (1) 学校は重大事態が発生した場合、速やかに学校設置者（八幡平市教育委員会）に報告する。
- (2) 児童がいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対処する。

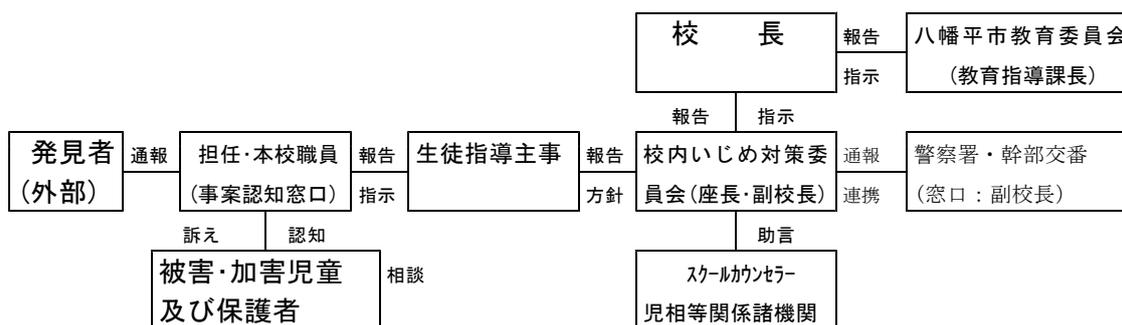
3 重大事態の調査

◎ 学校が調査の主体となる場合

学校の設置者（八幡平市教育委員会）の指導・支援のもと、以下の通りに対応する。

- (1) 重大事態に関わる事実関係を明確にする調査については、本校の「いじめ対策委員会」が中心となり、全教職員体制で速やかに行う。
- (2) 調査の際には、重大事案の性質に応じて適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
- (3) 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- (4) 調査結果を学校の設置者（八幡平市教育委員会）に報告する。
- (5) いじめを受けた児童及びその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係を、経過報告を含め適時・適切な方法により情報提供する。（関係者の個人情報に配慮すること）
- (6) いじめを受けた児童及びその保護者の意向を配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに解決に向けた協力を依頼する。
- (7) 「いじめ対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

【平館小学校 いじめ対策委員会 組織図】



VI いじめの解消に係る判断 【国のいじめ防止基本方針】

- ① いじめに係る行為が止んでいること
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この、相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと
解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為による心身の苦痛を感じていないと認められること。

いじめの解消は上記基本方針により、いじめ対策委員会で判断する。

VII 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、「まなびフェスト」の項目にし、取組を評価する。